

司法院釈字第 571 号（2004 年 1 月 2 日）\*

## 争 点

九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けた、内政部〔内務省〕が八八(1999)年に発布した幾つかの行政命令は、憲法七条や二三条に反するものであるか。

（内政部於八八(1999)年發布之對於九二一大地震災區住屋全倒、半倒者，發給慰助金之對象，以設籍、實際居住於受災屋與否作為判斷依據，並設定申請慰助金之相當期限之若干函釋，是否違反憲法第七條與第二十三條之規定？）

## キーワード

九二一大震災（九二一大地震）、見舞金(慰助金)、内務省（内政部）、憲法七条（憲法第七條）、憲法二三条（憲法第二十三條）

**解釈文**：憲法増補条文二条三項は、總統は国家または人民が緊急の危難または財政、経済上の重大な事変に遭遇することを避けるために、行政院会議の議決により緊急命令を発布し、必要な処置を行うができると規定している。また、人民の重大な災害を受けた者

には、国家はこれに適切な扶助と救済を与えるべきとのことも憲法一五五条に明記されている。この扶助と救済は性質上国家が重大な災害を受けた人民に授与した緊急救助である。その救助の給付対象や、条件または範囲については、国家機関が平等の原則に合致する

---

\*翻訳者：李仁森

範囲内で、国家の財力、資源の有効的な運用とその他の実際の状況などを斟酌した上で、合理的で必要な手段を取ることができ、妥当な規定である。台湾地域が八八(1999)年九月二一日にまれになかった強烈な地震が発生し、人民が緊急な災難に遭遇し、災害地や災害を被災者に緊急の災害救助や、被災者を適当な場所に置くこと及び災害後の再建を実施するため、総統は同年月 25 日付けに、上記憲法の趣旨により、緊急命令を発布した。行政院は当該緊急命令を執行するために、さらに「中華民国八十八年九月二十五日緊急命令執行要点」(以下、執行要点と略す)を制定した。当該緊急命令の一点目、及び執行命令の三点二項四号は、被害者に緊急の援助を提供することをその目的の 1 つとあることを規定している。内政部〔内務省〕は、その執行官庁の 1 つであるため、その職権により、八八(1999)年九月三〇日台(八八)内社字第八八八五四六五號、八八(1999)年一〇月一日台(八八)内社字第八八八二三三九號、及び八八(1999)年一〇月三〇

日台(八八)内社字第八八八五七一號函などの行政命令を発布し、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けたが、これは前記の緊急命令及び執行要点に定めた規定の実施を目的とするものであり、その範囲を超えるものではない。且つまた、上記の限定は災害救助を実施するために、見舞いの物事の本質に基づき、重大な被災者に救急で必生存するために必要な配慮を要する者と、緊急救助の提供を必要としない者に、合理的な区別を行った取り扱いであり、すでに震災の緊急救助の目的達成に配慮を配ったと共に、手段も合理的であり、憲法七条の規定に違反するものではない。一方、上記の行政命令の趣旨が災害の緊急支援を提供することにあり、人民の財産権に制限をかけるものではないので、これもまた憲法二三条に反するものにはならない。

**解釈理由書：憲法増補条文二条三項**は、總統は国家または人民が緊急の危難または財政、経済上の重大な事変に遭遇することを避けるために、行政院会議の議決により緊急命令を発布し、必要な処置を行うができると規定している。また、人民の重大な災害を受けた者には、国家はこれに適切な扶助と救済を与えるべきとのことも憲法一五五条に明記されている。この扶助と救済は性質上国家が重大な災害を受けた人民に授与した緊急救助である。その救助の給付対象や、条件または範囲については、国家機関が平等の原則に合致する範囲内で、国家の財力、資源の有効的な運用とその他の実際の状況などを斟酌した上で、合理的で必要な手段を取ることができ、妥当な規定である。国家もこれについて比較的に広い裁量を有することとなる。台湾地域が八八（1999）年九月二一日にまれになかった強烈な地震が発生し、人民が緊急な災難に遭遇し、災害地や災害を被災者に緊急の災害救助や、被災者を適当な場所に置くこと及び災害後の再建を実施するため

に、總統は同年月二五日付けに、上記憲法の趣旨により、緊急命令を発布した。当該緊急命令及びこれを執行するための行政機関が行った補充的規定は、その手続が本院の解釈した 543 号解釈の趣旨に合わないところを有するが、なお違憲になっていないことは、すでに当該解釈によって解釈された。ただ、その内容は法治国家の憲法の一般的原則に合致しなければならない。これを以て憲法体制を守る。緊急命令は法律に代わった暫時的な効力を有するものである。上記緊急命令の一点目は、中央政府が被災地の再建するための財源を調達するため、支出が差し控えることのできる経費を縮減すべきであり、各級政府の予算に必要な変更を行ったことにより、収支を調整し緊急性の度合いが低いことを見合せた上で、緊急のことにおける。さらに、金額が八百億台湾ドルまでの公債の発行や借款をした上で、行政院が、災害救助や再建計画により支出するほか、各中央機関により直ちに執行されることができるし、必要な際にその一部の金員を支出されることもで

きることを規定している。また、上記執行要点の第三点一項四号は、緊急命令の一点目に定めた災害の救助、再建計画の統合的な支出項目には、被災者の見舞金、手当て及び免除が含まれている。上記緊急命令一点目及び執行要点の三点一項四号の規定は、執行機関に国家の財力、資源の有効運用及び実際の状況を斟酌させた上で、地震の被災地にいる被災者に緊急な救助の提供を目的とするものであり、憲法一五一条に定めた趣旨に合うものである。且つまた、執行の迅速性と実行性のため、緊急命令の執行機関は、単に中央政府の行政院しかないのではない。災害救助、被災者を適切な場所に置くことや、被災後の再建などの異なった性質の事業により、各主管の中央機関がこれを直ちに執行することができる。内政部〔内務省〕は、即ちその命令を執行する主管の中央機関の 1 つである。

前記緊急命令を執行するため、内政部〔内務省〕は、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者にある程度の

救援金、見舞金を支給するとし、見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、さらにその職権に基づき、八八(1999)年九月三〇日台 (八八) 内社字第八八八五六四六五號、八八(1999)年一〇月一日台 (八八) 内社字第八八八二三三九號、及び八八(1999)年一〇月三〇日台 (八八) 内社字第八八八五七一號函などの行政命令を発布し、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、災害が発生する前に戸籍登録をした者であって、且つ又被災地の住居に実際に住んでいる者に限り、世帯主または実際に居住している者に受領してもらい、被災地の毀損した住居に住んでいない者には支給をしないこととした。一方、戸籍登録をしておらず、但し実際に居住している事実を有する者は、保証書を以て町内の村・里長〔町内の班長〕から認定された後、申請することができる。その際に、一定の期間内に申請しなければならない。九二一震災の発生後、被災地に実際に

居住している者は、災難後に生き残ったが、住居が崩壊し倒れたか、または重大な破損になり、荒れ果てた結果、雨露を凌ぐ場所は瞬くなくなった。その生活は、大自然に暴露することになり、身を落ち着けるところさえないことになった。生命、身体、さらに財産の安全、及び精神面の安らかさは共に大きな危惧に陥ることになり、基本的生活も維持し続けがたくなり、国家による即時の緊急救助が極めて迫られることになった。一方、被災地の住居に実際に住んでいる被災者には、生存のための緊急支援を必要とするが、被災地の崩れた住居に実際に住んでいない者には、なお居場所を有し、支援を要する緊急性について、両者を比較すると、その緩急軽重は分かれるところにあり、その困窮と危難の処遇もまた完全に相違している。従って、上記行政命令が震災地の実際状況に鑑み、被災者の生存のための緊急支援には相違を有し、上記の緊急支援の措置を取る際に、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象

として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けたが、これは災害救助を実施するためには、見舞いの物事の本質に基づき、合理的な手段で行った異なる取り扱いであり、すでに震災の緊急救助の目的達成に配慮を配ったと共に、前記の緊急命令及び執行要点に定めた規定の実施を目的とする必要な補充規定であり、その範囲を超えるものではなく、憲法七条の規定にも反するものではない。一方、この緊急支援は、重大な被災者に緊急救助の提供を目的とする給付であり、人民の財産権に制限をかけた後の損失補償ではないために、支援の要件を充たさない者に給付しないことは、性質上は、人民の財産権に対する規制ではないので、これもまた憲法二三条に反するものにはならない。

本解釈は、林子儀大法官による補充意見書、楊大法官仁壽による反対意見書がある。